



「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究(その2)

障害者職業総合センター

No.56

「学習障害」を主訴とする者の  
就労支援の課題に関する研究  
(その2)

— 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 —

2004年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION



「学習障害」を主訴とする者の  
就労支援の課題に関する研究（その2）

— 青年期における状態像の詳細区分に基づく検討 —

2004年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
障害者職業総合センター

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

## まえがき

障害者職業総合センターでは、平成3年の設立以来、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、わが国における職業リハビリテーション・サービス機関の中核として、職業リハビリテーションに関する調査研究をはじめとして、さまざまな業務に取り組んできています。

さて、この報告書は当センターの研究部門が実施した「学習障害」を主訴とする青年の障害特性と就労支援に関する研究（その2）……青年期における状態像の詳細区分に基づく検討……」の結果を取りまとめたものです。ここでは、まず、「学習障害」という用語と対象者の特性をめぐる問題を職業リハビリテーションとの関連で検討しました。そのうえで、学齢期に「学習障害」の診断もしくは判断をされて学校を卒業し、入職に際して職業リハビリテーション・サービスの利用を検討した青年をめぐる状況を踏まえ、事例に基づいて就労支援の課題を検討しました。また、青年期における状態像の変化を的確に把握するうえで、学齢期の診断・判断とは別に青年期における再評価が必要となる事例に即して、再評価の具体的な課題について検討を加えました。

この研究を進めるに際しては、いろいろな方から多大なご協力を賜りました。特に、本研究において調査にご協力くださったみなさまに、深く感謝申し上げます。

この報告書は、障害者職業総合センターにおいて「学習障害」を対象として進めてきた研究計画の最終報告書でもあります。たくさんの方々の関係者の方々に活用され、わが国における職業リハビリテーションをさらに前進させるための一助になれば幸いです。

2004年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

障害者職業総合センター

研究主幹 佐々木 恭造

執筆担当：(執筆順)

望月 葉子	障害者職業総合センター 主任研究員	概要、第1章、第2章、第4章、資料
向後 礼子	職業能力開発総合大学校 福祉工学科講師 <sup>(*)</sup>	第3章、資料

(\*) 前 障害者職業総合センター研究員

# 目 次

## 概 要

第1章 青年期における「学習障害」主訴をとらえる視点 .....	1
第1節 「学習障害」の定義をめぐって .....	1
1. 文部省調査研究協力者会議「中間報告」から「報告」まで .....	1
2. 診断をめぐって .....	5
3. 医学用語と教育用語の間で .....	7
第2節 学齢期におけるLDのとらえ方をめぐって .....	10
1. LDをどうとらえるか ……知的機能についての考え方…… .....	10
2. LDをどうとらえるか ……障害特性の範囲についての考え方…… .....	12
第3節 主訴に含まれる障害特性とその出現率 .....	15
1. 文部科学省の調査結果から .....	16
2. その他の知見から .....	17
3. 発達障害という特性が示唆すること .....	18
第4節 まとめ ……定義と学齢期の研究的知見からとらえた青年期LDの像…… .....	20
【 文 献 】 .....	21
第2章 「学習障害」主訴の事例からみた職業選択をめぐる支援の課題 …… 青年期における障害特性を記述するための視点 …… .....	25
第1節 療育手帳・知的障害判定によるサービスを検討した事例 .....	25
1. 新規高卒就職を希望した事例 .....	27
(1) 周囲の期待を喚起しやすいAさんの事例：高等学校普通科を卒業して学校紹介で就職 .....	31
(2) あくまでも頑張り続けたBさんの事例： 中学校通常学級卒業、専修学校高等課程を修了して学校紹介で就職 .....	32
(3) “できないのは配慮がないせい”と主張するCさんの事例： 中学校通常学級卒業、専修学校高等課程を修了して学校紹介で就職 .....	34
(4) “弱い立場の人の役に立つ仕事をしたい”と希望したDさんの事例： 高等学校商業科を卒業して学校紹介の就職を希望するが不採用 .....	36
2. 新規高卒就職をしなかった事例（その1） …… 高校中退並びに卒業後の進路未決定について …… .....	38
(1) 安心できる居場所をどこにも見つけられなかったEさんの事例：高等学校普通科を中退 .....	42
(2) 就職のために保護者が中退をすすめたFさんの事例：通信制高等学校中退 .....	43
(3) 障害児学級に違和感の大きかったGさんの事例：高等学校生活科を卒業、進路先未決定 .....	45
(4) 通常学級に違和感の大きかったHさんの事例：定時制高等学校卒業、進路先未決定 .....	46
3. 新規高卒就職をしなかった事例（その2） ……さらなる進学機会の探索について…… .....	48
(1) 障害者に違和感をもって“自分探し”を続けるIさんの事例： 高等学校職業科卒業後、専修学校一般課程修了 .....	51
(2) 療育手帳で就職した先輩“LD”青年をモデルにして先送りを中断したJさんの事例： 専修学校高等課程・専修学校一般課程中退 .....	52
(3) “やってみたい仕事”を探すKさんの事例：高等学校卒業・専修学校専門課程修了 .....	53
4. まとめ .....	55



第5節 職業リハビリテーションの対象となる「学習障害」青年の再評価をめぐって	
..... 検査実施上の留意点と結果の伝達について .....	113
1. 検査の実施に関する留意事項 .....	114
2. 検査結果の解釈並びに伝達に関する注意事項 .....	115
3. その他の留意事項：インフォームド・コンセントを含めて .....	117
第6節 まとめ .....	118
1. 「学習障害」青年の特性理解と職業リハビリテーション・サービスの利用可能性 .....	118
2. 青年期の再評価を実施する時期をめぐる課題 .....	122
【文献】 .....	124
第4章 結語 .....	126
第1節 「学校から職業への移行」をめぐって .....	128
1. 「学校から職業への移行」の類型について .....	128
2. 特別支援教育における移行の課題 .....	131
3. 移行類型別の関係者と連携の課題 .....	132
第2節 移行をめぐる最近の変化	
.....新規高卒就職システムが対象者の範囲を拡大する可能性について .....	135
1. 移行の多様化 ..…高校の職業紹介によらない就職の増加傾向について.....	136
2. 学校進路指導の機能 .....	137
3. 若年雇用対策をめぐって .....	140
第3節 職業リハビリテーションにおける「学習障害」をめぐって	
.....特別支援教育が職業リハビリテーション・サービスを利用した移行を	
支える可能性について.....	142
1. 移行類型の複線化について .....	142
2. 学校在学中の職業評価について .....	143
3. 移行支援システムの構築について .....	144
4. 今後の課題 .....	146
【文献】 .....	146
資料1：検査について .....	147
2：診断基準について .....	159

## 概 要

障害者職業総合センターにおいて「学習障害」をテーマにした最初の研究計画は、1995年に立てられた。それから8年の間に「学習障害のある者の職業上の諸問題に関する研究（障害者職業総合センター、1997）」、「学習障害」を主訴とする者の障害特性と就労支援に関する研究（その1）——職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討——（障害者職業総合センター、2000）」として報告を重ねてきた。本報告書はこうした研究成果を踏まえた最終報告であり、4章で構成されている。

第1章では、学習障害の定義をめぐる8年間の変化とその意味について検討した。第2章では、事例を通してみた青年期の対象者像について検討した。ここでは、「学習障害」青年がどのような過程を経て職業リハビリテーションを選択し、就労を実現していったか、について詳細に検討した。あわせて、職業リハビリテーションを利用しなかった青年の特性についても検討した。第3章では青年期における再評価の視点と利用可能な検査について検討した。また、事例による検討を通して再評価の課題をまとめた。以上を通して、第4章では「学校から職業への移行」をめぐる変化をふまえ、職業リハビリテーション・サービスを利用する「学習障害」青年の移行支援の課題をまとめた。

### 1. 青年期の「学習障害」をめぐる検討に求められる視点

#### （1）教育用語としての学習障害

もともと、「学習障害」をめぐる議論は、軽度ではあるが多様な障害を持つ子どもの保護者が、教育制度の改革を求めて運動をおこしたことから高まってきたものである。したがって、保護者並びに教育関係者・臨床家が「学習障害」に最も広い範囲を認めることは、当然の帰結である。しかし、このような背景の中で、現行の文部科学省の基準は教育用語として、診断ではなく判断として設定された。

#### （2）主訴に含まれる障害特性

##### ① 文部科学省の新旧2つの「定義」の問題

文部科学省が現行の定義（1997）を示したことにより、1997年までの定義では「学習障害」とされていた児童・生徒の中に、他の障害、例えば、「知的障害」「精神障害」「言語障害（コミュニケーション障害）」「運動機能障害」「注意障害」「行動障害」「自閉症（広汎性発達障害）」「神経症」「高次脳機能障害」などに分類される方がその特徴を理解しやすい子どもが含まれていることが明らかとなった。そして、この結果、これらの特性が「学習障害」主訴の具体的な対象者像に該当することになった。従来の定義の該当者で現行定義では非該当となった者に対し、診断の見直しが行われたわけではないからである。

ここに、青年期の再評価が必要であるとする第一の背景がある。こうした対象者には、もともと障害特性が多様であることに加え、支援の課題が明確化並びに顕在化しないままに卒業した事例が該当する。これは、職業リハビリテーションにおける「学習障害」への対応を検討するうえで、対象者の障害が「診断」によるのか「判断」によるのか、あるいは、専門家の所見を得た時期はいつか、によって、障害特



性に対する本人・家族・関係者の理解が異なる点に注意が必要となる問題でもある。

② 発達に伴う変化 …… 知的発達に遅れないという記述について ……

学齢期を通して補完手段の獲得によりハンディキャップを減じることができる事例がある一方で、困難が大きくなる事例もある。遅れがさらなる遅れの原因となる事例もまた少なくないからである。したがって、学齢期には知的障害がないという状況であったとしても、職業選択の時点では状態像が変化し、青年期にいたり知的障害が顕在化する事例がある。加えて、二次的障害を誘発する事例もある。

ここに、青年期の再評価が必要であるとする第二の背景がある。こうした対象者には、学齢期には深刻ではなかった発達の遅れやそのことに起因する様々な問題が発達の過程で深刻化し、職業選択に直面したとき、在学中とは異なる支援が必要になる事例が該当する。これは、発達障害を理解するうえで注意が必要となる問題でもある。

こうした子どもたちが青年になった場合でも、主訴は学齢期のまま「学習障害」とする事例が多い。彼らの障害特性を「学習障害」周辺と説明するか、知的障害もしくは精神障害、言語障害等々、数ある障害名のいずれで説明するかについては、障害に対する見方と関連が深い。

## 2. 事例が示唆すること

入職の際に職業リハビリテーション等の制度的支援を利用する場合には、子どもの時の診断とは別に、再度の診断を欠くことができない。その際には、詳細な生育歴の聞き取りと職務遂行にかかわる評価が必要であり、その他に、計画されたカウンセリングが必要となる。

しかし、何よりも重要なことは、青年期において職業リハビリテーションの支援の対象となる、あるいは支援の利用を検討する「学習障害」主訴の事例は“職業選択に際して、教育用語としての学習障害の定義とは異なる特性を検討することになった事例である”という理解が必要になる点である。したがって、支援の課題は適切な障害特性理解であり、それを実現する相談活動の充実である。

こうした点をまとめると以下のようなだろう。

- ① 職業リハビリテーションの支援を利用するうえで、本人の障害受容と職業生活設計の再構築を支えることが必要である。加えて、家族が障害を理解し、受け容れる過程が本人の受容の過程と関連することから、家族との連携並びに家族を支えることが必要になることも多い。
- ② 障害の理解と受容を支えるためには、地域ネットワークにおける連携の中でカウンセリングを実施することが望ましい。しかし、適切なタイミングでカウンセリング場面を設定できない場合、度重なる失敗経験により、治療を主眼とした臨床的なカウンセリングが必要となることが予測される。この場合には、職業カウンセリングでは対応しきれない可能性もある。

## 3. 青年期における再評価の視点

学校から職業への移行の選択肢を検討するために、特に職業リハビリテーション・サービスの利用を

検討するために、在学中に以下の視点による評価が必要である。

- ① 特性にふさわしいサービスを検討する際に、あるいは、進路指導の資料として一般職業適性検査を活用することができる。ただし、検査結果により、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性が示唆された場合でも、実際にサービスの利用を選択するまでには心理的な葛藤を解消するための時間が必要な事例もある。また、このときに必要とされるカウンセリングでは、特性を踏まえた支援であることが求められる。

なお、一般職業適性検査では評価しきれない側面については、他の検査や観察の結果を組み合わせる必要がある。

- ② 職業に対する志向性を検討する際には、職務に対する興味・関心並びに職務遂行の自信のみならず、職務の遂行可能性について評価する必要がある。

このような能力的側面については、まず、作業速度並びに正確な作業遂行について評価することが重要である。また、対人関係の業務への就業可能性については、別途、評価が必要となる事例もある。

学齢期において「学習障害」の診断もしくは判断があったとしても、学校時代から特性が変化する事例がある。しかし、それとは別に、在学中から継続して持ち続ける課題もある。このような課題の中で在学中から意図的に支援しなければならない課題（視知覚の発達や対人関係を円滑に維持するためのスキルの獲得・作業遂行速度の水準など）については、職業準備の課題として検討することが必要である。在学中における評価を実施する際には、教育訓練により問題解決の可能性はあるかどうか、また、補助的・補完的な手段（電卓やワープロ）を用いることで課題を軽減する可能性があるかどうか、などの検討も必要となる。

#### 4. 本報告の結論と今後の課題

障害者職業総合センターで実施した8年間の研究成果を通して得た事例の数々は、次のような事実を明らかにした。

- ① 「学習障害」児は、青年期に至る過程でその状態像を変えていく場合がある。
- ② 青年期において、職業リハビリテーションのサービスを必要としない対象者群がいる一方で、知的障害や精神障害のために用意されたサービスを利用して就労準備をすることが必要となる対象者群がいる。
- ③ 青年期に学習障害の状態像のみを有することにより、職業リハビリテーション・サービスを必要とする青年は極めて少ない。

したがって、職業リハビリテーションにおいては、学齢期に医学的診断や教育的判断によって学習障害とされた場合であっても、求職活動を行う時点で実施した職業評価を踏まえて障害特性を把握したうえでサービスの利用を勧めることを基本とする。

「学習障害」青年の就労をめぐる中心的な問題は、こうした状態像の変化に対応して学校から職業への移行類型を複線化することが必要であるという点について、「学習障害」をめぐる関係者に共通理解が形成されていないことに起因する。移行類型の複線化とは、一般扱いで移行が可能な場合もあるが、職業リハビリテーションのサービスを利用する場合もあるということの意味する。このため、職業選択に際しては再評価が必要である。しかし、学習障害と診断された、もしくは学習障害として教育的対応を必要とすると判断された生徒の発達に即した指導内容として、移行類型の複線化の必要性は明記されていない。したがって、移行支援システムを構築していくうえでは、高等学校における特別支援教育で移行を支援する形態として、学校紹介による移行のみならず学校紹介に職業リハビリテーションの支援を重ね合わせた移行を構想することが急務である。高等学校において個別移行支援計画を立案し、支援する体制を成立させるための条件として、以下をあげておきたい。これは、対象生徒の自己理解を促すうえで必要な要件であるが、支援に関わる担当者の生徒理解にとっても必要な要件であるといえるだろう。

- ① 利用者（生徒）・保護者のニーズや主観的評価を把握していること  
客観的評価に基づいて特性を理解していること
- ② 主観的評価と客観的評価のギャップを把握していること  
適正な特性理解を共有するうえでの課題が明確になっていること
- ③ 利用者（生徒）の適正な特性理解を支援者が共有していること  
連携関係者の支援目標の認識にギャップがないこと
- ④ 利用者（生徒）・保護者に繰り返しフィードバックをしていること

また、こうした本人の自己理解並びに教師の生徒理解に基づく移行支援体制が効果的に機能するうえで、高等学校と養護学校高等部との連携、並びに一般職業相談と職業リハビリテーションとの連携が求められる。

なお、高等学校における特別支援教育が整備されるまでの間の措置として、学校を卒業したが一般扱いの就職ができなかった青年のために、また、一般扱いの就職はできたものの、継続できなかった経験をした青年のために、職業リハビリテーションを選択肢として提案する役割を担う仕組みが必要となる。